

特定非営利活動法人地質情報整備活用機構

定 款

平成16年5月24日内閣府認証

特定非営利活動法人地質情報整備活用機構 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人地質情報整備活用機構と称する。

- 2 この法人の英文名は Geological Information Utilization and Promotion Initiative(略称 = GUPI)とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

- 2 この法人は、従たる事務所を新潟県新潟市、高知県高知市、福岡県大野城市、鹿児島県鹿児島市および北海道札幌市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は国内の関係機関と協力して、既存の地質関連情報、地盤環境関連情報、地球科学研究情報の収集・整備を進め、国民の安全で快適な生活を確保するため、その情報の利用促進を図り、併せて地質学・地球科学に関する普及・啓発を行うことにより、自然災害の多いわが国において、地質関連情報の整備・活用が如何に重要であるかを市民、行政機関、政治家に発信し、もって国民の地球科学の知識の増進を図り、「安心して安全に生活できる社会作り」に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法(以下「法」という)別表のうち、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 情報化社会の発展を図る活動
- (5) 科学技術の振興を図る活動
- (6) 災害救援活動
- (7) 地域安全活動
- (8) 国際協力の活動
- (9) 前各号の活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動

(目的に係る事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 地質関連情報(関連図書を含む)の所在と保管形態の調査
 - (2) 地質関連公開情報の整理と評価並びにインターネット上での公開
 - (3) 防災・環境・維持管理から見た地質関連情報の活用事例の収集と有効活用のための調査・研究並びに成果の公表
 - (4) 地球科学に関心を持つ市民のための講習会・見学会の開催
 - (5) 市民に向けた生涯教育に関するテーマの提案と講師の派遣
 - (6) 総合学習のテーマの提案等地球科学の教育に関する調査・研究・提言
 - (7) 公的図書館・博物館に向けた地質関連情報の提供
 - (8) ボランティア活動を行うための技術者登録と活動支援
 - (9) 地質関連各専門分野間の相互交流と知見の体系化及び情報発信
 - (10) 地質・防災・地盤環境等に関する行政機関(中央官庁・地方自治体)等への事業提案と受託
 - (11) 海外における地質関連情報の整備・活用状況に関する調査・研究並びに成果の公表
 - (12) その他地質学・地球科学・環境科学・防災科学の普及・啓発に関する活動並びに関係機関に対する政策提言
- 2 この法人は前項の他、その他の事業として次の事業を行う。
- (1) 地質・防災・地盤環境等に関する民間の研究機関、企業等からの受託
- 3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない範囲で行うものとし、その収益は第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会 員

(会員の種別)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同した個人とする。
- (2) 賛助会員 この法人を賛助する団体および個人とする。
- (3) 名誉会員 この法人に特に功労があった個人で総会の議決をもって推薦されたもの。
- (4) 準会員 この法人の目的に賛同した学生および大学院生とする。

(入会)

第7条 この法人の会員になろうとするものは、会長が別に定める入会申込書により会長

に申し込むものとする。

- 2 理事会は、前項の申込者がこの法人の目的に賛同するものと認めるときには、これを拒否する正当な理由がない限り入会を承諾するものとする。
- 3 理事会は、第1項の申込者の入会を承認しないときには速やかに理由を付した書面により本人にその旨を通知しなければならない。
- 4 名誉会員に推薦されたものは、入会の手続きを要せず、本人の承諾を持って会員となる。

(会費)

第8条 正会員は別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 特別の費用を必要とするときは、総会の議決を経て臨時会費を徴収することができる。
- 3 賛助会員は別に定める賛助会費を納入しなければならない。
- 4 名誉会員および準会員は会費を納めることを必要としない。

(資格の喪失)

第9条 会員は、次の各号の一つに該当するときにはその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、もしくは失踪宣言を受け、または会員である団体が解散した時。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員が退会しようとするときは、会長が別に定める退会届を会長に提出し、任意に退会することが出来る。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一つに該当するときは、当該会員に事前に弁明の機会を与えた上で、総会の議決を経て、これを除名することが出来る。

- (1) この法人の名誉を傷つけ、またはこの法人の目的に違反する行為があったとき。
- (2) この法人の定款に違反したとき。
- (3) 会費を一年以上滞納し、かつ催促に応じないとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費その他抛出金品は、その理由を問わず返還しない。

第4章 役員

(種別および定数)

第13条 この法人に次の役員を置く

- (1) 理事 5名以上15名以内
 - (2) 監事 1名または2名
- 2 理事のうち、1名を会長、2名以内を副会長とする。
 - 3 理事のうち、1名の専務理事、3名以内の常務理事をおくことができる。

(選任等)

第14条 役員は総会の議決により選任する。

- 2 会長、副会長は理事の互選による。
- 3 専務理事、常務理事は会長の指名により、理事会の承認を受ける。
- 4 役員のうちには、役員の配偶者もしくは3親等以内の親族が含まれることがあってはならない。
- 5 法第20号各号のいずれかに該当するものは、この法人の役員になることができない。
- 6 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることが出来ない。

(会長・副会長の職務)

第15条 会長はこの法人を代表する。

- 2 副会長は会長職務を補佐し、会長に事故あるときは会長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。

(理事の職務)

第16条 理事は理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の決議に基づき、この法人の業務を執行する。

- 2 専務理事は、理事会で定められた範囲で、会長・副会長を補佐し、この法人の日常業務を総理する。
- 3 常務理事は専務理事を補佐し、専務理事に事故あるときは専務理事があらかじめ定めた順序によってその職務を代行する。

(監事の職務)

第17条 監事は次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときには、これを総会または所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

- (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

(役員任期)

第18条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその任にあるものとする。

(役員欠員補充)

第19条 理事または監事のうち、その定数の3分の1をこえるものが欠けたときには遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第20条 役員が次の各号の一つに該当するときは、当該役員申し出をもとに、あるいは弁明の機会を与えた上で、総会において4分の3以上の議決をもって解任することが出来る。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に耐えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員にふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第21条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することが出来る。
- 3 役員報酬ならびに費用弁償に関しては理事会で議決した上で、総会の承認を必要とする。

第5章 顧問

(顧問)

第22条 この法人に顧問をおくことが出来る。

- 2 顧問は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問はこの法人の運営に関する重要事項について、会長の諮問に応じて意見を述べる。
- 4 顧問の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 5 顧問は無報酬とする。ただし、委嘱した職務内容を執行するために要した費用を弁償することが出来る。

第6章 会 議

(種別)

第23条 この法人の会議は総会および理事会とする。

2 総会は定時総会および臨時総会とする。

(総会の構成)

第24条 総会は正会員をもって構成する。

(総会の機能)

第25条 総会は、この定款に定めるものの他、次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散および合併
- (3) 事業計画および収支予算の承認
- (4) 事業報告および収支決算の承認
- (5) 会員の除名
- (6) 役員を選任または解任
- (7) 入会金および会費の額
- (8) 資産管理の方法ならびに2期以上にまたがる借入金、その他新たな業務の負担および権利の放棄に関する事項。
- (9) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第26条 定時総会は毎年度1回開催する。

2 臨時総会は理事会が必要と認めるとき、正会員の5分の1以上から特定の事項について審議する総会開催を要請された場合、ならびに監事が第17条に規定する内容から請求した場合に開催することができる。

(総会の招集)

第27条 総会は会長が招集する。

- 2 前条第2項の臨時総会は、請求があったときから60日以内に招集しなければならない。
- 3 総会の招集に当たっては、会議の目的、場所、日時および審議内容を記載した書面をもって開催日の7日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第28条 総会の議長は、出席正会員の互選により選出されたものがこれに当たる。

（総会の定足数）

第29条 総会は委任状を含め正会員の過半数をもって成立する。

（総会の議決）

第30条 総会の議決は、この定款に定めるものの他、出席した正会員の過半数の同意を持って決し、可否同数のときは議長の決するところによる。この場合において、議長は正会員として議決に加わることが出来ない。

（総会の書面表決）

第31条 総会に出席しない正会員は、次の各号のいずれかにより表決に参加できる

- (1) あらかじめ書面をもって代理人を指定し、正会員に代わって代理人が総会に出席し表決することが出来る。
- (2) あらかじめ書面をもって議題に対する賛否を明らかにし、表決に参加出来る。
- (3) 出席する正会員を代理人として表決を委任することが出来る。

（総会の議事録）

第32条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 総会の日時・場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 総会に出席した正会員数
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過の概要およびその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長および出席した正会員から選出された議事録署名人 2 名以上が署名しなければならない。

（理事会の構成）

第33条 理事会は理事をもって構成する。

- 2 監事および顧問は理事会に出席し意見を述べる事が出来る。

（理事会の機能）

第34条 理事会はこの定款に定めるものの他、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項

- (3) その他総会の議決を要しない会務執行に関する事項

(理事会の開催)

第35条 理事会は次の各号の一つに該当する場合に開催する。

- (1) 会長、副会長、または専務理事が必要と認めた時。
- (2) 理事総数の4分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面を持って招集の請求があった時。
- (3) 第17条第5号の規定により監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第36条 理事会は会長が招集する。

- 2 会長は前条2号の請求があったときには30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、開催日の7日前までに理事・監事・顧問に通知しなければならない。

(理事会の議長)

第37条 理事会の議長は会長がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第38条 理事会は理事総数の過半数をもって成立する。

(理事会の議決)

第39条 理事会の議決は、この定款の定めるものの他、出席理事総数の過半数の同意を持って決し、可否同数のときは議長の決するところによる。この場合において議長は理事としての議決に加わることは出来ない。

- 2 理事の決議権は平等でなければならない。
- 3 理事会の議決に関し、その議案に関して特別な利害関係を有する理事は、その議決に加わることが出来ない。

(理事会の書面表決)

第40条 理事会に出席しない理事は、次の各号のいずれかにより表決することが出来る。この場合に理事は第38条、第39条の規定に対して出席したものとみなす。

- (1) 理事はあらかじめ書面をもって他の理事の中から代理人を指定し、理事に代わって表決する委任をすることが出来る。
- (2) 理事はあらかじめ通知された事項に付いて書面をもって表決することが出来る。

(理事会の議事録)

第41条 理事会の議事に付いては、次の事項を記載した議事録を作成し、保存しなければならない。

- (1) 理事会の日時および場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した役員の氏名{書面表決および表決委任者を含む}
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要およびその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長および出席した理事からその理事会において選出された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。

第7章 委員会

(委員会等)

第42条 この法人は理事会の議決を経て、第5条に定める目的を円滑に進めるために委員会、ワーキンググループ、などをおくことができる。

2 組織、構成および運営に関する事項は会長が理事会の議決を得て別に定める。

第8章 事務局等

(事務局の設置等)

第43条 この法人に、事務を処理する事務局を置く。

- 2 事務局には事務局長および必要な職員をおくことができる。
- 3 事務局長および職員の任免は理事会の合意を得て会長が行う。

(組織および運営)

第44条 事務局の組織・運営に関する必要事項は理事会の議決を経て会長が別に定める。

(支部の設置等)

第45条 この法人は理事会の議決を経て必要な地に支部をおくことができる。

第9章 資産及び会計

(資産の構成)

第46条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産

- (2) 入会金
- (3) 会費
- (4) 寄付金品
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 資産から生ずる収入
- (7) その他収入

(資産の区分)

第47条 この法人の資産は、これを分けて、特定非営利活動に関する資産およびその他の事業に関する資産の二種とする。

(資産の管理)

第48条 この法人の資産は専務理事が管理し、その方法は総会の議決を経て会長が別に定める。

(会計の原則)

第49条 この法人の会計は法第27条各号に掲げる原則にしたがって行うものとする。

(会計の区分)

第50条 この法人の会計はこれを分けて、特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

- 2 その他の事業に関する会計は一般会計から区分し、特別な会計として経理しなければならない。

(経費の支弁)

第51条 この法人の経費は資産を持って支弁する。

(事業計画および収支予算)

第52条 この法人の各事業年度にたいする事業計画および事業収支予算に関する書類は、理事会の議決を経て総会の承認を必要とする。

(暫定予算)

第53条 前条の規定にかかわらず、止むを得ない理由により収支予算が成立しないときには、会長は理事会の議決を経て、予算の承認が得られるまで前年度の予算に準じた暫定予算を編成し、これを執行することが出来る。

- 2 前項の規定による暫定予算に関しては、総会において報告し承認を得なければならない。また、暫定予算で執行した内容は新たに成立した予算に含まれる収支とみなす。

(事業報告および収支決算)

第54条 この法人の事業報告書、収支決算報告書、貸借対照表および財産目録などの決算に関する書類は、会長が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査および理事会の議決を経た上、総会で承認を得なければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(予備費)

第55条 予算超過または予算外の支出に当てるため、予算中に予備費を設けることが出来る。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加および更正)

第56条 予算作成後やむをえない事情により予算の変更、追加の必要が生じたときには、既定予算の追加、または更正を行うことが出来るが、理事会の議決を経て、総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第57条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第58条 予算をもって定めるものの他、借入金の借り入れその他新たな債務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を得なければならない。

第10章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第59条 この定款は、総会において、出席した正会員の4分の3以上の同意を得、かつ法第25条に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なければ変更することが出来ない。

(解散)

第60条 この法人は次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産

- (6) 所轄庁による設立認証の取り消し
- 2 前項 1 号の事由によりこの法人を解散するときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属先)

第 6 1 条 この法人が解散（合併または破産による解散を除く）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げるものの中から選定したものに、総会の議決により譲渡する。

(合併)

第 6 2 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 6 3 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第 12 章 雑 則

(細則)

第 6 4 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

付則：

- 1 . この定款は、この法人の設立の日から施行する。
- 2 . この法人の設立当初の役員およびその役職は、第 14 条第 1 項および同条第 2 項の規定にかかわらず、別表のとおりとする。
- 3 . この法人の設立当初の役員の任期は、第 18 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 17 年度の定時総会開催の日までとする。
- 4 . この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第 52 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 . この法人の設立当初の事業年度は、第 57 条の規定にかかわらず、設立の日から平成 17 年 3 月 31 日までとする。
- 6 . この法人の入会金および年会費は、次に掲げる額とする。

(1) 入会金		
正会員		0円
賛助会員		0円
サポート会員(個人賛助会員)		0円
学生会員(準会員)		0円
(2) 年会費		
正会員	4,000円	
賛助会員	1口 20,000円	
サポート会員(個人賛助会員)	2,000円	
学生会員(準会員)		0円

付則：

1. 平成20年6月14日一部変更
2. 平成22年11月1日一部変更
3. 平成23年6月4日一部変更.

上記のとおり相違ありません。

平成25年6月8日

会長 加藤 碩一